

別表第一(第二条関係)

一 ばい煙に係る特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
一	練炭又は豆炭の製造の用に供する炭化施設	原料の処理能力が一日当たり一トン以上のもの
二	石油の精製又は石油製品若しくは石油化学製品の製造の用に供する廃ガスの処理施設	
三	廃油の再生の用に供する焼却炉	焼却能力が一時間当たり五〇キログラム以上のもの
四	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	

二 粉じんに係る特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
一	チップ又はのこぎりくずの堆積場	面積が一〇〇平方メートル以上のもの
二	動力打綿機及び動力混打綿機	